

令和2年度富里市立浩養小学校いじめ防止基本方針

富里市立浩養小学校

平成26年2月28日策定

平成27年5月18日策定

平成28年4月25日改定

平成29年4月3日改定

平成30年4月13日改定

平成31年4月1日改定

令和2年4月1日改定

はじめに

本校では、「いじめは決して許されないことであり、また、どの子供にも、どの学校でも起こりうるものである。」という認識のもと、改めていじめ問題を直視し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応していくために「いじめを許さない風土づくり」を、確立していくべきであると考えます。

そこで、本校では、いじめ防止対策推進法及び、とみさと教育プラン並びにとみさと教育指導指針を受け、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために「富里市立浩養小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1章 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

1 いじめの定義

いじめとは、「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係（学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団及びグループなどの当該児童と何らかの人的関係）にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響（身体的影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。また、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為（心身の苦痛を感じた場合や軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等）においては、「いじめ」という言葉を使わず指導することは可能であるが、法が定義するいじめには該当する。また、意図して行った行為ではなく、また1回のみで継続して行われた行為でなくても、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じている場合はいじめと認知する。けんかやふざけ合いであっても、調査し、着目し、いじめか否かを判断する必要がある。

2 基本理念

A. いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験しているといえる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

B. いじめの防止等に関する基本的考え方

- (1) いじめは、全ての児童に関係する問題であることから、いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して楽しい学校生活を送り、学校行事等を通して様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。いじめの禁止は、いじめ防止対策推進法第4条において次のように規定されており、共通理解を図る必要がある。

いじめ防止対策推進法第4条(いじめの禁止) 児童等は、いじめを行ってはならない。

- (2) いじめは決して許されないことであるという認識のもと、「いじめは、しない、させない、許さない」等のスローガンを児童会活動等を通して、浸透させることが大切である。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、教職員が十分に認識した上で、児童に理解できるようにしなければならない。
- (3) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。
- (4) 児童の悩みを親身になって受け止めるための相談体制を整備するとともに、相談内容がいじめかどうかの判断をする場合は、あくまでもいじめられている児童の立場に立つという認識によることに留意する。また、いじめの相談等においては、初めに関わった人が一人で抱え込まず、早い段階から多くの関係者に周知して組織で対応する。いじめにかかわる情報を抱え込みや報告を行わないことは法律違反になる可能性がある。
- (5) 発達障害またはその疑いがある児童や特別支援学級に在籍している児童がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの児童については、その特性から、自分がいじめられているとの認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく伝えることが苦手であったりするために、いじめが発見されにくいことがある。また、当該児童自身が相手が嫌がっているということ自体を認識しにくいこともある。

これらの点に十分に留意する。

3 いじめの禁止（本校全教職員及び児童の共通理解事項）

児童はいじめを行ってはならない。

4 いじめ防止に向けての学校及び職員の責務

（責務）

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

（基本姿勢）

- （1）いじめを許さないという毅然とした態度で、いじめの兆候や発生を見逃さない集団づくりや雰囲気づくりに努める。
- （2）児童一人一人の有用感を高め、自尊感情を育むとともに、自他の存在を認め合える教育活動を推進する。
- （3）いじめ防止、早期発見、早期解決のために、いじめに対する認識を全職員で共有する。
- （4）いじめ防止、早期発見、早期解決のために、職員がチームで教育活動にあたるとともに、保護者や関係団体、専門家との連携を図る。

5 コンプライアンス

いじめ防止対策推進法の趣旨と内容を理解し、これを遵守するとともに、いじめの防止等のための基本方針を受けて策定した、「学校基本方針」にもとづいて、いじめ防止、早期発見、早期解決にむけての教育活動を充実させる。

また、いじめ問題への対応にあたっては、「学校基本方針」にもとづいて適切な情報収集を行い、その内容について正確に丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明を行わない。

第2章 学校いじめ対策組織

1 名称 富里市立浩養小学校いじめ対策委員会

2 組織

管理職，教務主任，養護教諭，いじめ対策相談員等からなる，校内組織を設置する。

（1）校内組織

学校基本方針の策定（組織の全構成員の参加）

校長，教頭，生徒指導主任，教務主任，当該組織の事務担当職員，教育相談担

当，情報担当教諭，養護教諭，いじめ対策相談員，保護者の代表，警察，学校医等。

日常的な業務についての協議（組織の中に事務局を決め対応する。）

管理職，生徒指導主任，当該組織の事務担当職員，教育相談担当，養護教諭
いじめの疑いに係る情報があったときの緊急会議（組織の一部に当該いじめ事案
に関する職員が加わる。）

管理職，生徒指導主任，当該組織の事務担当職員，担任，その他必要に応じて
教務主任，教育相談担当，養護教諭。

(2) 家庭や地域，関係機関と連携した組織

3 役割

校内に設置された本組織は具体的に以下の役割を果たす。

- (1) 学校経営方針に基づくいじめ防止の取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・
検証・修正の中核としての役割。
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有
を行う役割。
- (4) いじめの疑いに係る情報があったときには緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，
関係のある児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携と
いった対応を組織的に実施するための中核としての役割。

第3章 いじめの未然防止について

1 いじめを許さない学校づくり

- (1) 教育活動全体を通して，「いじめは絶対に許されない行為である。」「どの子供
にも，どの学校にも起こりうる。」という認識を全教職員，全児童が共有できる
学校風土を醸成する。

(具体例)

- 学校全体の取組（学年に関係なく全児童を全職員で育成する体制）
 - 教科指導等における道徳的観点からの指導（道徳授業の充実）
 - 6年 携帯の出前授業（情報モラル教育の徹底）
- (2) 学校は「いじめを許さない。」「いじめられている子を徹底的に守る。」とい
う姿勢を日頃から示す。
 - (3) 直接いじめに関わらなくても，見て見ぬふりをすることは傍観者としてい
じめに加担していることを知らせる。

- (4) 発達障害を含む障害のある児童、帰国子女、外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ児童、性同一性障害等、東日本大震災により被災した児童、及び原発事故により避難している児童また、昨今の状況を鑑み、新型コロナウイルスに関わる児童（家族を含む本人・家族の感染経験・中国など諸外国に保護者をもつ児童）など特に配慮が必要な児童については、教職員がその特性を理解し、学校全体で注意深く見守り、日常的に適切な支援を行い、いじめの未然防止、早期発見に取り組む。

2 児童，保護者への啓発活動

- (1) 学校便り等を活用して、定期的にいじめに対する本校の姿勢を明らかにし、いじめに対する情報を提供する。
- (2) 年度始めには、いじめ問題に対する基本方針（本方針）や保護者の責任等を明らかにし、児童や保護者の理解を得る。

3 いじめに関する定期的なアンケート調査

- (1) いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめの状況把握のため定期的なアンケート調査を実施する。
- ・ 5月中旬 10月初旬 2月上旬に実施する。
 - ・ インターネットを通じたいじめについての質問も設ける。
 - ・ 原則として記名調査とする。調査実施時にいじめ加害者が被害者に圧力をかけることも想定されるため、実施時には、「あなたの書いたアンケートの内容は誰にもわからないようにする」「友達の書いたアンケート内容を詮索しない」ことを取り決め、全児童に周知する。

4 教職員の発言

- (1) 教職員の不適切な発言（差別的な発言や児童生徒を傷つける発言等）や体罰がいじめを助長することを全教職員で確認する。
- (2) 不適切な発言については一切排除し、職員同士が互いに注意し合えるようにする。
- (3) 学校全体が一堂に会した場において、全教職員、全児童で暴力や暴言を排除することを確認する。

5 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開

- (1) 教職員と児童の「共感的人間関係」を基盤に、児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」する場면을授業のなかに取り入れて、「わかる授業」が展開できるようにする。
- (2) 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、また活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

6 計画的、組織的な指導計画の作成及び実施

浩養小学校いじめ対策年間計画

(□教職員の活動 ○主に児童の活動 △保護者への説明・啓発)

	いじめ対策	留意事項
4月	<input type="checkbox"/> 学年間の情報交換および指導記録の引き継ぎ <input type="checkbox"/> いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議編成 <input type="checkbox"/> いじめ撲滅宣言(教師の決意を表明します) <input type="checkbox"/> 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり <input type="checkbox"/> 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 <input type="checkbox"/> 幼小中高生徒指導研修会 <input type="checkbox"/> いじめゼロ宣言	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。 ・学級開きの際、いじめの禁止について宣言する。
5月	<input type="checkbox"/> 行事(体験学習・遠足等)をとおした人間関係づくり <input type="checkbox"/> 校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」 <input type="checkbox"/> 「 <u>いじめアンケート</u> 」の実施と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・児童のたてわり班編成の場面に留意する。
6月	<input type="checkbox"/> 教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートを受けて教育相談を実施する。 ※6月は児童の人間関係に変化が起きやすい時期である。
7月	<input type="checkbox"/> 学校評価の実施→ 児童・保護者の意見を聞く <input type="checkbox"/> いのちを大切に作るキャンペーン	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策を点検する。 ・県教委の実践事例を参考にする。
8月	<input type="checkbox"/> 教育相談に係る研修講座への参加 <input type="checkbox"/> いじめに関する職員研修 <input type="checkbox"/> 小中生徒指導研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・相談技術の向上を図る。
9月	<input type="checkbox"/> 夏休み明けの教育相談の実施 <input type="checkbox"/> 行事(運動会等)をとおした人間関係	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の服装や言動の変化を確認する。
10月	<input type="checkbox"/> 「 <u>いじめアンケート</u> 」の実施と分析	
11月	<input type="checkbox"/> 教育相談の実施 <input type="checkbox"/> インターネットを通じたいじめについての学習会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートを受けて教育相談を実施する。
12月	<input type="checkbox"/> 人権週間(人権意識啓発活動) <input type="checkbox"/> 学校評価の実施→ 児童・保護者の意見を聞く	<ul style="list-style-type: none"> ・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
1月	<input type="checkbox"/> 冬休み明けの教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の服装や言動の変化を確認する。
2月	<input type="checkbox"/> 「 <u>いじめアンケート</u> 」の実施と分析 <input type="checkbox"/> 教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめアンケートを受けて教育相談を実施する。
3月	<input type="checkbox"/> 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 <input type="checkbox"/> 小中の情報連携のための連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関する情報を確実に引き継ぐための準備をする。

(道徳教育)

- ・道徳的実践力を培う道徳教育の充実を図る。県教育委員会作成の道徳教育映像教材「ひびけ、心のリコーダー」「いつのまに・・・」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を実践する。

(人権教育)

- ・人権意識と生命尊重の態度の育成を図る。人権教育の充実と、お互いを思いやり尊重し、生命を大切にする指導を、学年や発達段階に応じて行う。また指導計画にかかわらず、教育活動全体を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や共感的人間関係を育成する指導支援を継続する。

(体験活動)

- ・単に何かを体験すればよい、ただ交流すればよいといった位置づけや意識ではなく、児童の学年や発達段階に応じた、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために行うものであることを意識して場や機会を位置づけていく。

(各種行事・キャンペーン)

- ・いじめゼロ宣言・いのちを大切にするキャンペーン・人権週間に関する取組等、目的や具体的な指導を明らかにして位置づける。

7 児童の自発的な活動の支援

- ・児童会活動において、いじめに関わる問題を取り上げて、児童が自主的に取り組む活動を指導・支援していく。この活動を通して自分たちが「いじめをなくしていこう。」という意識を醸成していく。

8 ネットいじめの対策の推進

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、外部講師を招き、携帯電話教室等を行う。

9 いじめに関する教職員の研修

- ・いじめの基本認識を共有する。
- ・いじめ問題に関する指導上の留意点等について、教職員間の共通理解を図り、その観察力や対応力の向上を図る。
- ・「いじめ問題に関する取組事例集」「生徒指導提要」「生徒指導充実のために」等を活用して、いじめの構造やいじめの進行、いじめの変遷やいじめの態様等の研修を行う。

第4章 いじめの早期発見について

- 1 いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるとの認識のもと、いじめの抑止力及びいじめの早期発見のためにアンケート調査を行う。

アンケートに答えることで「ぼくはいじめられているかも知れない。」と、自覚する子もいる。「ぼくは、〇〇君をいじめているかも」と、いじめている児童に自覚を促す役目も果たす。「誰かに自分のことを書かれるといけないから、あんなこと言うのは止めとこう。」と、日常生活でいじめ行為を抑制することにもなる。また、全校同じアンケートが実施されることは、アンケート項目が、児童の共通認識になる。「これは、してはいけないことだと学校中のみんなが知っている。」という共通認識は、児童に自制を促すと同時に大きな安心感を与える。教師がアンケートを見れば、いくつもの項目に印のある児童は注意しなければならないことがすぐにわかる。また、使役行為をされている児童、友達から「いじめられているのでは」と報告されている等、危険な項目に名前が書かれている児童を見つけることができる。児童の間ではやっているカードの交換、ネットいじめや金銭のやりとり等、教職員の知らない子どもの裏文化が見つかることもある。

この実態をふまえて本校は子供の問題行動の具体的な指導のてだてを明確にする。これを集計して、全校職員で「いじめ対策に係る会議」を開き、クラスだけでなく、他クラスとの関連問題、学年を越えた繋がりのある問題を把握し対応する。

また、いじめられている児童は、自尊心から自分が「いじめられている」とは書かない場合が多々あるので、友達からの情報が重要な役割を果たす。また、友達から「いじめを受けている子」の項目に名前を挙げられた児童は、いじめが相当深い段階に入っている児童と考えられるので、早急に対応しなければならない。そうした児童の発見にも役立つ。

これらを定期的に行うことで、子供たちに「いじめを訴える機会がある」という安心感を与えることができる。「今は我慢しているけれど、次回には書こう」と、児童は、問題の解決を未来に託すこともできる。

(時期)

・5月中旬 10月上旬 2月上旬

(方法)

・低、中、高学年別に作成し記名方式で実施する。

(内容)

※学校の実態に合ったアンケート作成する。

別紙参照

- 2 いじめを認知する取組

アンケート調査以外に、個別面談や教育相談等を実施する。

(個別面談・教育相談)

・学校全体として定期的な面談を実施する。児童が希望をする時にはいつでも対応

する。

- ・面談方法や面接結果について、いじめ対策相談員等，専門的な立場からの助言を得る。

(観察)

- ・多くの教師が様々な教育活動を通して子供たちにかかわることにより，発見の機会を多くする。
- ・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり，児童用のトイレを利用したりして，気になる場面の発見につなげる。
- ・休み時間，昼休み，放課後の校内巡回を計画的に行い，発見につなげる。

第5章 いじめの相談・通報について

1 学校におけるいじめの相談・通報窓口

管理職・担任・養護教諭・相談ポスト

- ・日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という，教職員の姿勢を伝えるとともに，実際に訴えがあった場合には，保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し，担任やスクールカウンセラーを中心に，本人の心のケアに努めるとともに，具体的に心身の安全を保証する。
- ・事実関係や気持ちを傾聴する
- ・「あなたを信じているよ。」という姿勢で，疑いをもつことなく傾聴する。事実関係の客観的な把握にこだわり，状況の聴取だけにならないように注意する。
- ・周囲の児童からの訴えがあった場合，いじめを訴えたことにより，その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため，他の児童から目の届かない場所や時間を確保し，訴えを真摯に受け止める。「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え，情報の発信元は，絶対に明かさないと伝え，安心感を与える。

2 学校以外はいじめの相談・通報窓口

いじめ電話相談窓口を児童に周知する

- ・富里市教育委員会 0476-93-7659
- ・富里市教育相談
富里市ふれあいセンター0476-91-6600
- ・チャイルドライン千葉 0120-99-7777
- ・千葉県警察少年センターヤングテレホン0120-783-497
- ・子どもの人権110番(法務省) 0120-007-110
- ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- ・子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

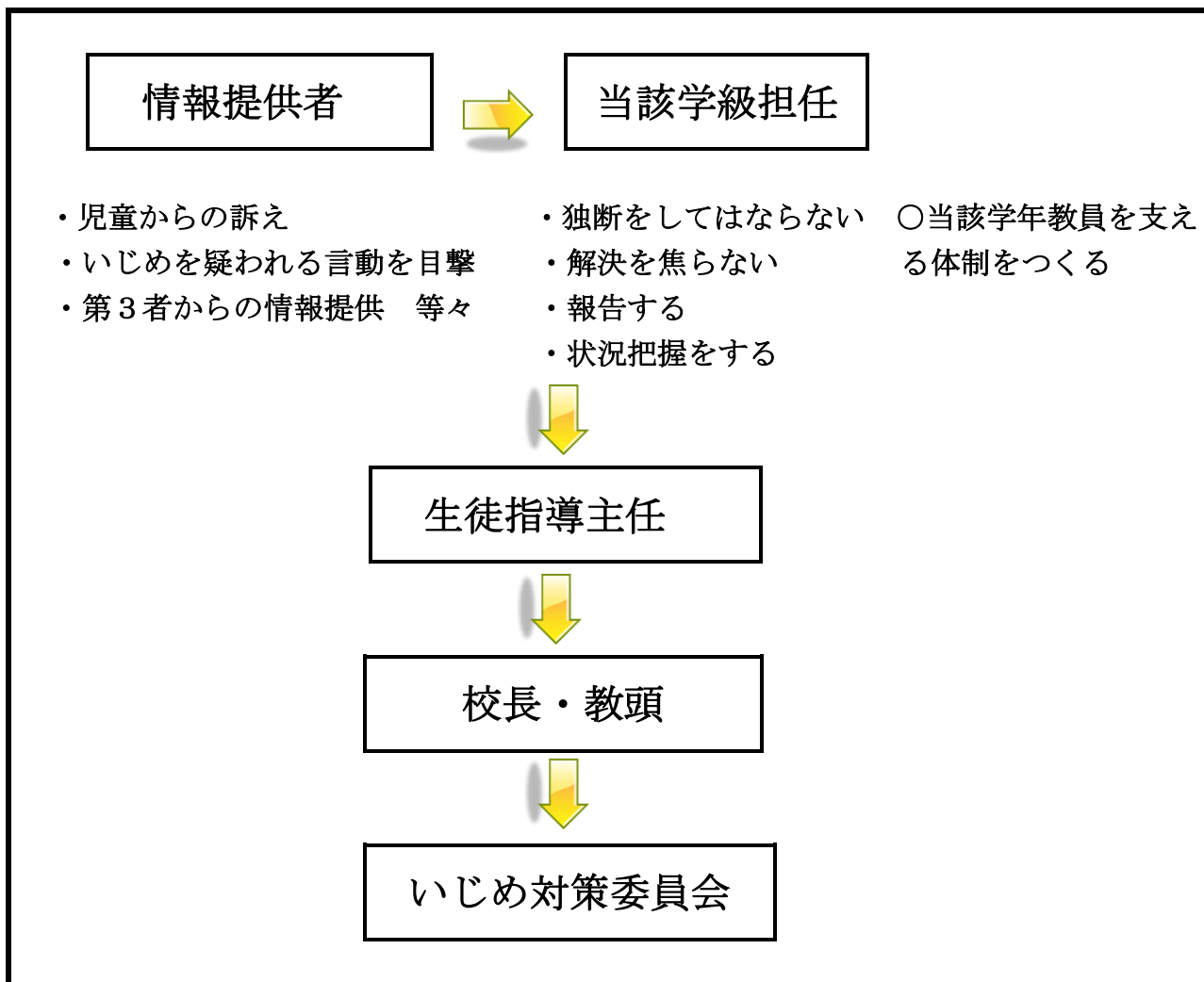
3 いじめを受けたとき，目撃したときの相談・通報についての指導

- ・いじめられていることを「恥ずかしい」「みじめである」と考えない。

- ・相談、通報は適切な行為であり、「ちくり」といわれるような卑怯なことではない。

第6章 いじめを認知した場合の対応について

1 いじめ事案が発生したときの報告連絡体制



2 関係機関との連携

連携を必要とする状況	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの発生状況を報告する ・対応方針について相談する ・児童や保護者対応を相談する 	教育委員会
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめによる暴行、傷害、恐喝等の刑事事件の発生時 	教育委員会 児童相談所 成田警察署（生活安全課）
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた児童が外傷や心的外傷を負った場合 	医療機関
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた児童、いじめた児童の心のケアが必要な場合 	児童相談所 子どもと親のサポートセンター

3 被害者への対応

【基本的な姿勢】

→傾聴・絶対的な味方・交友関係の醸成・自立の支援

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になることを表明する。
- ・児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続していく。

【事実の確認】

- ・担任を中心として、児童が話しやすい状況（場や聞き手）を設定する。
- ・いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感しながら事実を聞く。

【支援】

- ・学校はいじめ加害者を絶対に許さないことを表明し、今後の指導について伝える。
- ・自己肯定感を喪失しないよう、児童のよさや、優れているところを認めて励ます。
- ・いじめ加害者との今後の接し方等、行動の仕方を具体的に指導する。
- ・学校は、安易に解決したと判断せずに、経過をしっかりと見守っていくことを伝えいつでも相談できる体制にあることを確認する。

【経過観察】

- ・面談や生活ノートを使って定期的に相談活動を行い不安や悩みの解消に努める。
- ・授業等で活躍の場や友人との関係づくりを支援していく。

4 加害者への対応

→毅然とした対応・内省・成長の見守り・被害者心情への斟酌

【基本的な姿勢】

- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に関しては毅然とした態度で指導する。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうすればよいのかを内省させる。

【事実の確認】

- ・加害者に対応する教師は、中立の立場で事実確認を行う。
- ・嘘やごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- ・被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ・いじめは決して許されないことに気づかせ、責任転嫁することを許さない。
- ・いじめに至った心情や関わったグループ内での立場等を振り返らせながら、今後の行動について考えさせる。
- ・不平不満、いらだつ気持ちを聞き取る。
- ・事案が重大事態であると判断された場合やいじめの内容及び状況に応じて、学校は、富里市出席停止手続き取り扱い要項により出席停止の手続きをとる。

【経過観察】

- ・生活ノートや面談を通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- ・授業や特別活動等を通して、エネルギーをプラスの方向に向かわせ、良さを認めていく。

5 観衆，傍観者への対応

【基本的な指導】

- ・いじめは、当事者だけの問題ではなく、学級や学年等集団全体の問題とであることを確認し、集団全体で対応していく。
- ・いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
- ・聴取については、聴取場所の環境を整え、過度の緊張感や圧迫感を与えないように、できるだけ短時間で行う。
- ・聞き取った内容の保存を確実に行う。
- ・聞き取りの際には、言葉遣いや態度に十分注意する。

6 保護者との連携

【いじめを受けた児童の保護者との連携】

- ・保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言うことがないようにする。事実を調べ、いじめがあれば児童を必ず守る旨を伝える。
- ・「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をしないようにする。
- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問又は学校での面談を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子供を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子供の様子等について情報提供を受ける。

- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ・電話で簡単に対応することがないようにする。

【いじめた児童の保護者との連携】

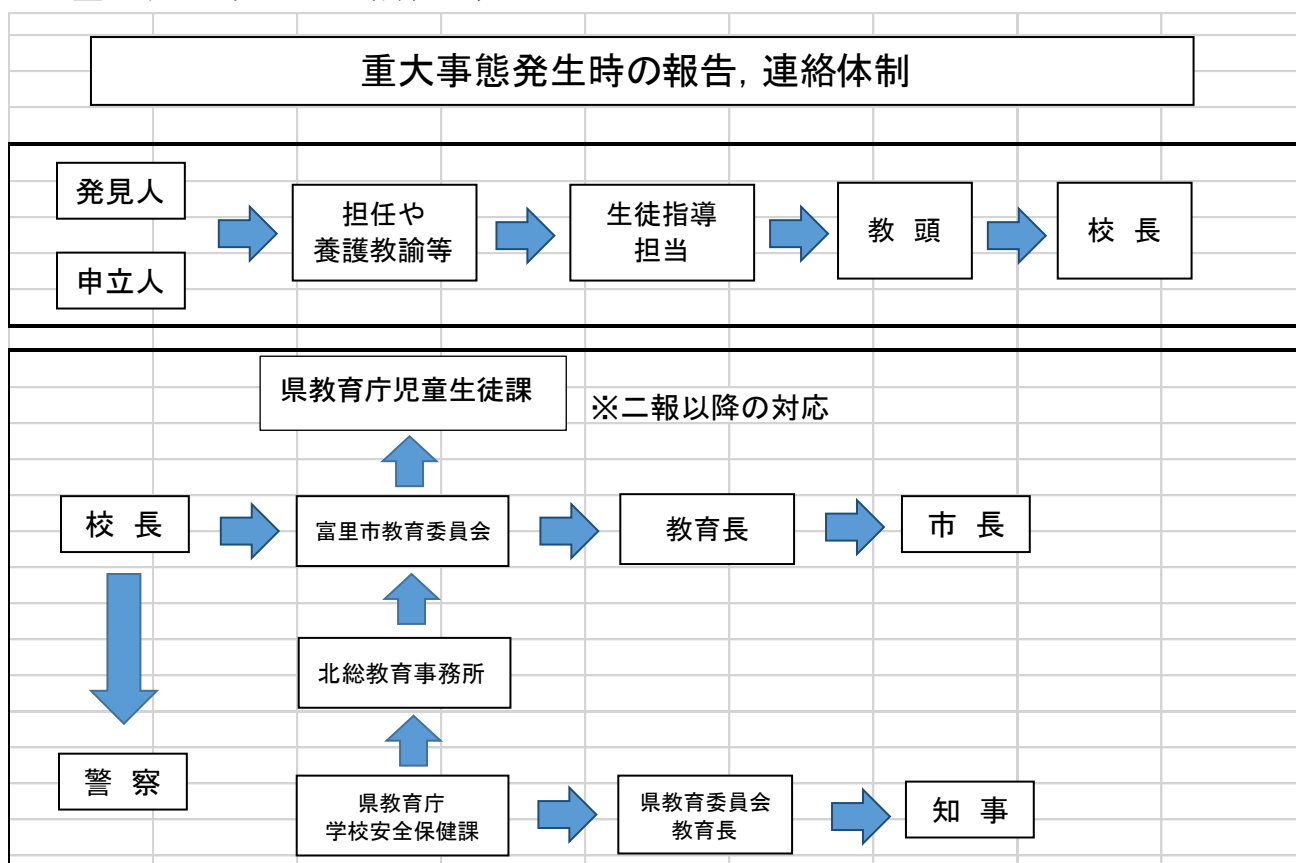
- ・事情聴取後、児童を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子供に事実の確認をする。
- ・相手の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらうよう事実を正確に伝える。
- ・指導の経過と変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ・事実を認めなかったり、うちの子供は首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子供を思う信念を示し、理解を求める。
- ・保護者を非難したり、これまでの子育てを批判したりすることのないように十分留意する。

第7章 重大事態への対処について

1 重大事態の基準

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童が一定期間連続して欠席しているような場合も教育委員会及び学校の判断で重大事態と認識する。
- (3) その他の場合
 - ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し入れがあった場合。

2 重大事態が発生した場合の対応



3 調査について

【調査主体】

- ・調査主体をどこに設置するかは、富里市教育委員会が判断する。
- ・学校が調査主体になる場合でも、調査内容や人的措置等、教育委員会の協力を得る。
- ・事案の特性やこれまでの経緯、いじめを受けた児童またはその保護者が望む場合には、学校における調査（調査主体を教育委員会に置く場合も含む）に並行して、市長による調査も想定する。この場合は、調査主体同士が密接に連携し、適切に役割分担を図る。（例：アンケート収集等の初期調査を学校に置かれた調査主体が行い、分析及び追加調査を市長の下に置かれた調査主体が行う。）

【組織】

- ・いじめが発見された場合は、抱え込みを防ぐために、法に則って組織をつくり対応する。いじめを発見、本人や保護者から相談があった場合は、必ず報告する。そのいじめ事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行う。

4 事実関係を明確にするための調査の実施

【事実関係を明確にする】

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、

どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。

【いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合】

- ・いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童を守ることを最優先とした調査実施を行う。（例：質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- ・いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

【いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合】

- ・児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行っていく。

（自殺の背景調査における留意事項）

- ・児童の自殺という事態が起こった場合の調査については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、全校集会や保護者説明会を設定し、できる限り配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うにあたり、学校は遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺

族と合意しておく。

- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供をする。
- ・初期の段階で情報がないからといって、「トラブルや不適切な対応がなかった」と決めつけない。

【調査結果の提供および報告】

いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

- ・学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- ・これらの情報の提供にあたって学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

調査結果の報告

- ・調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

第8章 いじめの「解消」について

1. いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。判断の時点で、本人及び保護者にいじめが解消されているかを確認する。いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定するものとする。また職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2. 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校側は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

第9章 公表・点検・評価について

- 1 ホームページで本校のいじめ防止基本方針を示す。
- 2 本校では、年度ごとにいじめ防止等のための取組状況を学校評価における項目に位置づけ、決して学校だけの評価で終わらないように、保護者、児童、所属職員全員で評価することを定めている。また、その結果は全職員で共通理解を図り、今後児童にどのような指導及び対応をしていくか方針を決定する。
- 3 本校は学校いじめ防止基本方針を年度ごと、または状況に応じてその都度、見直しを行っていく。

関連法案等

いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議

(平25・6・19衆議院文部科学委員会)

いじめ防止対策推進法案に対する付帯決議

(平25・6・19参議院文部科学委員会)

いじめ防止対策推進法 (平25・6・21成立)

いじめ防止対策推進法 (平25・6・28公布)

いじめ防止対策推進法 (概要)

いじめ防止対策推進法 (平25・9・28施行)

いじめの防止等のための基本的な方針の策定

(平25・10・11通知)

【引用・参考文献】

- ・ いじめの問題への取組についてのチェックポイント
- ・ いじめ発見のチェックポイント (学校用) (担任用) (家庭用) (6月・11月期)
「いじめ対策必携」(鹿児島県教育委員会)

- ・ 平成25年度「いじめの問題」政府広報
いじめのサイン 発見シート

(別掲 教職員研修資料)

いじめの未然防止について6

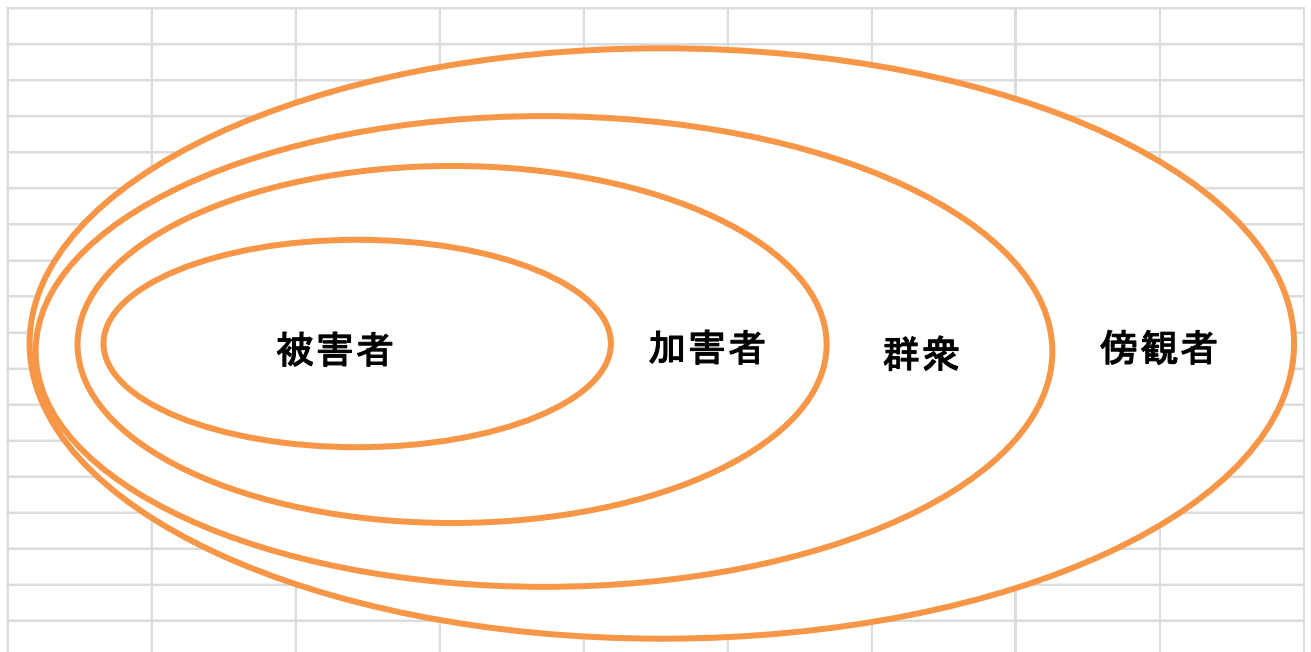
いじめに関する教職員の研修

資料1 いじめの認識

- ①いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

資料2 いじめの4層構造及び態様

いじめは単にいじめを受けている児童（生徒）といじめている児童（生徒）との関係だけでとらえてはいけない。いじめは四層構造になっている。



被害者：いじめを受けている児童(生徒)

加害者：いじめをしている児童(生徒)

群衆：周りではやし立てる児童(生徒)

傍観者：見て見ぬふりをする児童(生徒)

○いじめの様態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。

- ・仲間はずれ，集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
- ・いやなこと，恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・その他

○いじめられている子どもの気持ち

- ・自尊心を傷つけられたくない，親に心配をかけたくない，（告げ口したとして）さらにいじめられるのではないかな等の不安な気持ちから，いじめられている事実を言わないことが多くなります。
- ・屈辱をこらえ，平静を装ったり，明るく振る舞ったりすることがあります。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め，自分の存在を否定する気持ちに陥ることがあります。
- ・ストレスや欲求不満の解消をほかの子供に向けることがあります。

○いじている子どもの気持ち

- ・いじめの深刻さを認識しないで，からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行います。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう，いじめに加わることがあります。
- ・いじめられる側にも問題があると考え，いじめの行為を正当化して考えていることがあります。

○いじめの原因

- ・学校，家庭，地域社会にある様々な要因を背景として，子供のストレスのはけ口の手段としていじめが発生します。
- ・相手の人権の配慮に欠け，差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことにより，いじめが発生します。

資料3 いじめ発見のポイント

■登下校時

- ★遅刻・欠席が増える（3日目までにチェック）
- ★始業時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- ★教職員と視線が合わず，うつむいている。挨拶をしなくなる。
- ★特に用事もない（と思われる）のに，教職員に近づいてくる。
- ★一緒に登下校する友人が違ってくる。

■朝の会

- ★提出物を忘れて，期限に遅れたりする。
- ★元気がなく，表情がさえない。
- ★体調不良（頭痛，腹痛，吐き気等）を訴える。

★担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。

★欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。

■授業中

★保健室，トイレに行くようになる。

★授業道具等の忘れ物が目立つ。

★決められた座席と違う場所に座っている。

★周囲の子が机，椅子を離して座ろうとする。

★教科書，ノート等に落書き，汚れがある。

★正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。

★他の児童生徒から発言を強要される，突然個人名が出される。

★球技の際にパスされなかったり，パスが集中したりする。

■休憩時間・昼食時・清掃時

★給食・弁当等を一人で食べることが多い。

★一人でいることが多く，集団での行動を避けるようになる。

★遊びと称して，友達とふざけあっているが表情がさえない。

★掃除が終わっているのに，後片付けを一人でしている。

■帰りの会，ショートホームルーム，放課後

★用事がないのに，教師や職員室の周りにいる。

★靴や傘など，持ち物が紛失する。

★帰りの会に必ず遅れてくるグループや個人がいる。配布したプリント等が特定の子にわたらない。

★班ノートや学級（ホームルーム）日誌に何も書かなくなる。

★あわてて下校する。又はいつまでも学校に残っている。

資料4 けんか・からかいと「いじめ」の区別

子供同士の関わりには、いじめなのか、いたずらや悪ふざけなのか、その識別が難しいものがたくさんあります。教師もその判断に迷います。「いじめ」と「ケンカ，からかい」の決定的な違いは、そこに「対等な力関係があるかどうか」「動機とそれに伴う感情」の2点があげられます。

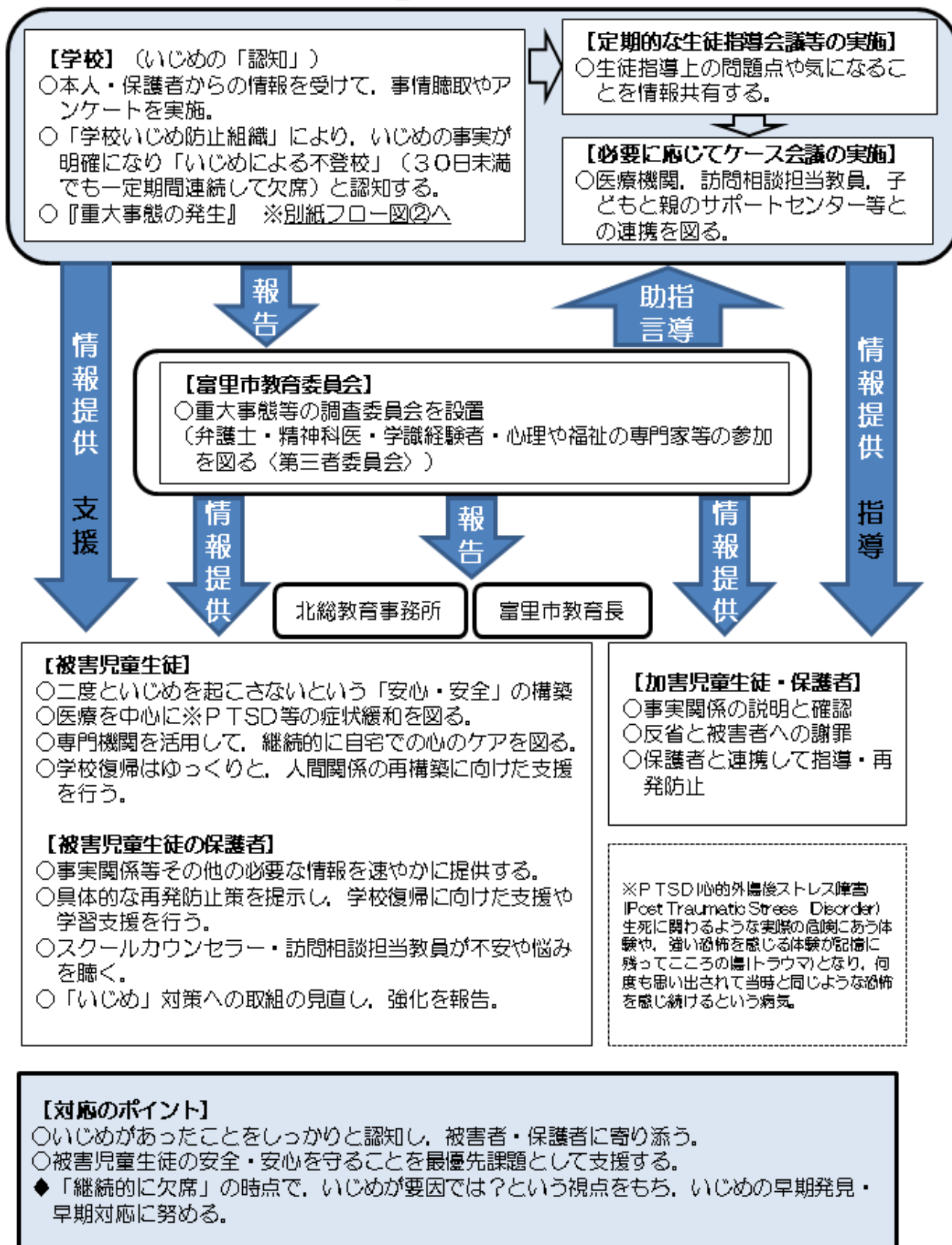
「ケンカ」は、意思疎通の支障や誤解，互いの利益の衝突によって引き起こされるため，自分の意志や思い，利益が遂げられることによって相手との関係は修復されます。関係修復が願望としてありながら，そうはできない現実には苦しみ，葛藤し，時には怒りの感情を引き起こしますが，本心は，「仲良くなりたい」「自分の気持ちを分かかってほしい」という気持ちが根底にあります。どれだけかっとなっても，徹底的に相手に打撃を与えることを目的とはしません。一時的に身体的苦痛を与えたとしても，どちらかが歩み寄れば，関係は修復されます。

「からかい」は，仲の良い友達同士でも見られます。からかいあっている子供には，あざけっているときにはない陽気な感じがあります。お互いにからかったりからかわれたりという対等な関係であり，からかわれた子供が傷つかない原則，心構えをもつ

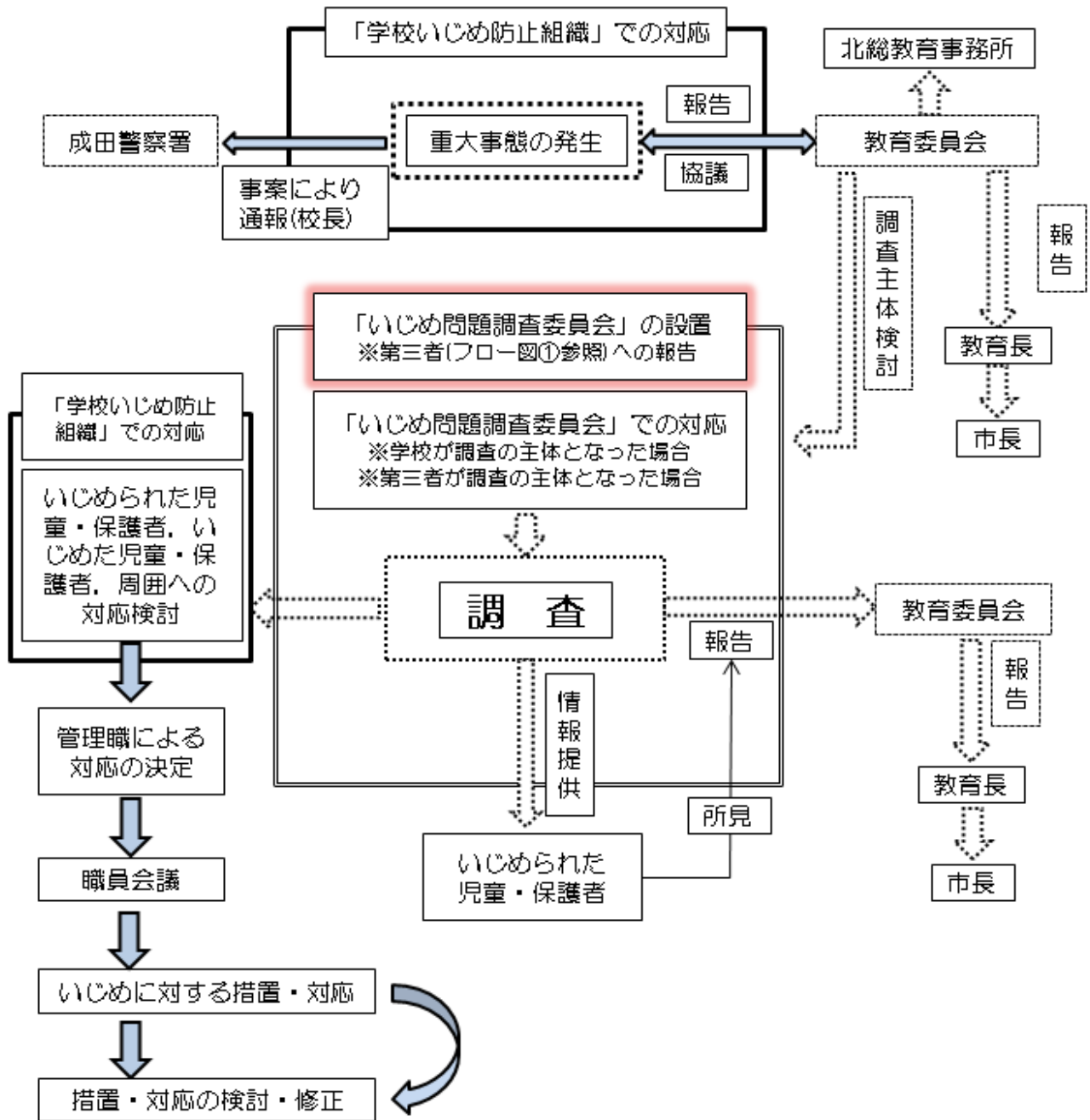
ています。従って、片方がうっかり相手を傷つけるようなことを言ったり、面と向かって言いにくいことを面白いことのふりをして言おうとして相手が傷ついたことに気づいたら、言った側は、自分の過ちを認め、行いを改めます。必要以上にしつこくしたり、過剰に追いつめたりするということもありません。「和気藹々（あいあい）」と表現されるように、親しい友達だからこそ優しいからかいの応酬ができるのです。

これに対して「いじめ」は相手が「負け」を認めているにも関わらず、執拗に特定の子を継続的にあざけり（からかい）、攻撃を続けます。「いじめ」は相手に精神的な苦痛を与えることを目的として行うため、相手が苦痛に感じていることに喜びを感じていきます。ゆえに、この行為は継続し、エスカレートしていきます。この点に関して、意思疎通の支障や利害の不一致から生じるトラブルやけんか、お互いの尊厳が保たれ相手を傷つける意図のない「からかい」と、まったく違う性質のものと言えます。

いじめ対応（フロー図①）



重大事態の発生 (別紙フロー図②)



- ※ 重大事態の調査主体が、第三者委員会となった場合は、第三者委員会への資料等の提出など調査に協力する。
- ※ 調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童・保護者に対して、適時・適切な方法で提供・説明を行う。

④ アンケート

年 名 前 ()

※このアンケートは、先生以外の人には見せません。ですから、正直に書いてください。

1. 新しい学年になってから今日まで、友だちにいやなことをされたことがありますか。
はい いいえ

※ はいと答えた人に聞きます。
だれに どんなことをされましたか 多く聞いていますか
() () (はい、いいえ)
() () (はい、いいえ)
() () (はい、いいえ)

2. 友だちがいやなことをされているのを、見たことがありますか。

はい いいえ
いつ だれが だれに どんなことをしてしまいましたか
() () () ()
() () () ()
() () () ()

3. 新しい学年になってから今日まで、学校に行きたくないと思ったことがありますか。
ある ない

※ あると答えた人に聞きます。(Oをつけてください)
友だちのことで () 勉強のことで () 先生のこと ()
おうちのことで () めんどくだから () 朝起きられないとき ()
そのほか ()

4. 今、なやんでいることはありますか。
ある ない

※ あると答えた人に聞きます。(Oをつけてください)
友だちのことで () 勉強のことで () 先生のこと ()
おうちのことで ()
そのほか ()

5. なかよしの友だちはだれですか。
() () ()
() () ()

6. 今、がんばっていることは何ですか。
() ()
() ()

7. 今、一番楽しいと思うことは何ですか。
() ()
() ()

8. 先生に相談したいことがあったら書いてください。
() ()
() ()